

指定障害福祉サービス事業所の処分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定により、次のとおり処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 処分対象事業者

（3か月の新規受入停止及び3か月間の介護給付費等請求上限7割（報酬の3割減額））

- ・運営法人

法人名：合同会社ぎふとぴあ

代表者名：代表社員 平田 優治

所在地：神戸市西区今寺18番地の6 フロリバンダ205号

- ・事業所名

名称：ぴあほーむK0BE（事業所番号：2825200245）

所在地：神戸市西区伊川谷町有瀬579－3－203

- ・サービス種別：共同生活援助（指定日：2022年12月1日）

- ・処分の内容：一部効力の停止（3か月の新規受入停止及び3か月間の介護給付費等請求上限7割（報酬の3割減額））

- ・通知年月日：2026年6月30日

- ・効力発生年月日：2026年7月1日

2 処分理由

代表社員が、利用者1名に対してわいせつな行為を行った。

このことは、障害者に対する性的虐待であり、人格尊重義務に著しく違反する。

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第3号（人格尊重義務違反）〕